

長泉町告示第37号

長泉町行政視察受入に関する要綱を次のように定める。

令和8年3月6日

駿東郡長泉町長 池田 修

長泉町行政視察受入に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が行政視察（以下「視察」という。）を受入れ、町が保有する行政情報等を提供する際の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務分担)

第2条 視察の受入れ及び対応は、当該視察の目的事項を所管する課等（以下「所管課」という。）が行う。この場合において、複数の所管課があるときは、当該所管課間で調整するものとする。

2 視察の対応に伴う費用の徴収に関する庶務は、企画財政課が行う。

(申請)

第3条 視察を希望する者（以下「視察者」という。）は、長泉町行政視察申請書（様式第1号）を企画財政課に提出するものとする。

(受付等)

第4条 町長は、前条の申請書を受理したときは、受入れの可否について長泉町行政視察決定通知書（様式第2号）により、視察者に通知するものとする。

2 所管課は、円滑な視察を行うため、必要な事項について視察者と事前に調整を図るものとする。

(視察費の徴収)

第5条 町は、視察にかかる人件費相当額に係る経費（以下「視察費」という。）として、1団体5,000円を徴収するものとし、視察時間が2時間を超える場合は、1時間ごと500円を加算した額を徴収するものとする。

2 視察費は、視察の終了日から起算して30日以内に納入するものとする。

3 視察の過程において有料施設の入館料、外部講師の委託料等が発生した場合は、視察者が別に負担するものとする。

(視察費の免除)

第6条 町長が特に必要と認めるときは、前条第1項に規定する視察費の全額を免除することができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。